

2025年9月29日

各 位

会 社 名 ソニーフィナンシャルグループ株式会社
代 表 者 名 代表執行役 社長 CEO 遠藤 俊英
(コード番号 8729 東証 プライム市場)
問 い 合 っ せ 先 執行役員 財務部担当 佐井 拓実
(TEL : 03-5290-6500(代表))

自己株式の取得枠設定に関するお知らせ
(会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

ソニーフィナンシャルグループ株式会社（代表執行役 社長 CEO：遠藤 俊英、本社：東京都千代田区、以下「SFGI」）は、2025年8月8日開催の取締役会において、以下のとおり、会社法第459条第1項及び当社定款第36条の規定に基づき、自己株式の取得枠を設定することを決議しておりますので、お知らせいたします。

1. 自己株式の取得枠設定を行う理由

当社株式の需給状況に対する影響を緩和すること、また、資本効率の向上を図ることを目的とし、機動的な自己株式取得を可能とするため、取得枠の設定を行っております。

2. 取得枠の内容

(1) 取得対象株式の種類	普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	10億株（上限） （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合：13.99%）
(3) 株式の取得価額の総額	1,000億円（上限）
(4) 取得期間	2025年9月29日～2026年8月8日
(5) 取得方法	① 東京証券取引所における取引一任契約に基づく市場買付 ② 自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付

なお、市場環境又は法令、取引所規則等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もあります。

(参考) 2025年9月29日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数 (自己株式を除く)	7,149,358,214株
自己株式数	0株

以 上

本発表文は証券の売付けの申込み、又は、証券の買付けの誘引もしくは申込みの勧誘を行うものではありません。本発表文は、自己株式の取得枠の設定に関して一般に公表するものであり、投資の勧誘又はその他の類似行為を行うためのものではありません。米国1933年証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は販売を行うことはできません。